

古川国府給食センター利用組合における女性職員の  
活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

古川国府給食センター利用組合管理者 飛驒市長

# 古川国府給食センター利用組合における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日  
古川国府給食センター利用組合  
管理者 飛驒市長 都竹 淳也

古川国府給食センター利用組合(以下「組合」という。)における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 15 条に基づき、管理者が策定する特定事業主行動計画である。

## 記

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定、変更、本計画に基づく取組実施状況・数値目標達成状況の点検等について、構成市人事部局との協議を行う。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。)第 2 条に基づき組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

この結果、女性職員の活躍を推進するため、下記の目標を設定し取組を行う。

#### 数値目標

- ・女性雇用率の 70%以上を維持する。